令和6年度 匝瑳市地域包括支援センター運営方針(案)

令和6年4月1日 匝瑳市高齢者支援課

この「匝瑳市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター(以下「センター」という。)の業務推進の方針等を明確にし、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定します。

各取組を通じ、第9期匝瑳市高齢者福祉計画(令和6年度から令和8年度)の基本理念「地域で支え合い高齢者の笑顔があふれるまち」の実現を目指します。

また、国が示す評価指標に基づき、地域包括支援センターの組織、運営体制及び業務の状況等を把握・評価するとともに、その結果を踏まえて効果的かつ効率的な運営が実施できるよう努めます。

センターの事業実施方針(令和6年度)

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- (1) 運営体制の強化

直営センター1か所及び委託センター1か所により担当圏域を分けて業務を実施します。 なお、センター間の総合調整、統括、後方支援及び人材育成支援を担うことを目的に、直 営センターを基幹型センターに位置付けます。

(2) センター職員の人材育成

センターは、業務に必要な知識を習得するため研修の機会を確保し、積極的に参加できる体制づくりに努めます。また、センター間の連携を密にして情報共有を図るとともに、 管理者はセンター職員のメンタルヘルスにも注意を払います。

(3) 個人情報の保護

センターは、保有する高齢者等の情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定 多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底するとともに、個人情報の保護 に関する法律、その他関係法令を厳守し、個人情報の保護に留意します。

(4) 相談支援体制の強化

センターは高齢者、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行います。また、高齢者世帯への戸別訪問等により支援が必要な世帯を把握し、適切な支援につなげることができるよう努めます。

(5) 利用者満足の向上

センターは利用者が相談しやすい体制を整え周知を行うとともに、苦情対応体制を整備 して適切な対応を行います。

また、センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等は、それぞれの専門性を 生かしつつ、相互の連携を図りながら、業務全体を「チーム」として活動し、高齢者を支 えます。

2 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、 住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供されることを目指し、地域包括 ケアシステム構築の中核的な機関として、地域の課題やニーズを把握し、業務を実施しま す。

- 3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- (1) 日常のセンター活動等により把握した圏域ごとのニーズを市と共有し、協議しながら 重点的に取り組む事項を検討します。
- (2) 匝瑳市西部地域包括支援センターの担当圏域内に、通いの場を1か所立ち上げることを 目指します。
- (3) 地域包括支援センターが認知症の相談窓口であることの周知啓発を行います。
- 4 介護事業者、医療機関その他関係機関との連携構築の方針
- (1) 関係機関と連携、協働しながら地域課題を共有し、地域の実情に応じた連携体制の推進 に取り組みます。
- (2)介護サービスに限らず地域の多様な社会資源が連携できるよう、日常から連携強化を意識し、ネットワークの構築を行います。
- 5 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針
- (1)介護予防サービス等の相談を受けた際は、希望するサービスの内容や心身の状況等に合わせ、適切な方法でサービスを利用できるよう、基本チェックリストの実施又は要介護認定の実施を支援します。
- (2)介護保険制度の趣旨や自立支援・重度化防止(介護予防)の考え方、サービスの適正 利用について、サービス利用者やその家族の理解を促すため丁寧な説明を行います。
- (3) 高齢者本人の選択に基づき、高齢者の自立に向けて設定された目標を達成するために、

介護保険制度による公的サービスのみならず、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを行います。

(4)介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託にあたり、高齢者と委託先の指定 居宅介護支援事業所の円滑な関係づくりを図るとともに、委託後も情報共有、連携に留 意し高齢者の総合的な支援に努めます。

6 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

(1)介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員同士のネットワーク構築支援、介護支援専門員等の実践力向上支援を行います。

7 地域ケア会議の運営方針

- (1) センターは地域ケア会議を開催し、高齢者への適切な支援を行うための検討を多職種 で行います。
- (2) センターは会議開催のメリットや成果等を共有し、積極的な活用を相互に促します。
- (3)地域ケア会議によって把握、共有した地域課題を集約するとともに政策形成のための協議につなげます。

8 市との連携方針

- (1) 高齢者虐待対応や成年後見の市長申立て等は、市と緊密に連携し迅速かつ適切な支援を行います。
- (2)地域ケア会議において検討した地域課題を市へ報告するとともに、市が開催する地域ケア推進会議等へ出席し関係機関と課題解決に向けた検討を行います。
- (3) 事業の実施、報告及びその他必要事項について、市への報告や協議を適切に行います。

9 公正性及び中立性確保のための方針

- (1) センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。
- (2) センターの運営費用は、介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。
- (3) センターは市が設置する地域包括支援センター運営協議会と連携を行いながら、定期的な点検を行い、センターの運営に対して適切に評価を行います。